

鷹窓口第27号
令和3年6月4日

上川郡鷹栖町11線12号4番地
鷹栖町議会議員 林川伸二様

上川郡鷹栖町15線19号
鷹栖町議会議員 姥順一様

鷹栖町長 谷寿男



公開再質問状について（回答）

令和3年5月21日付け公開再質問状で照会がありました質問について、別紙のとおり回答します。

（町民課お客さま窓口係 担当 平田）

1. 前提

「鷹栖町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」(以下単に「条例」という。)は、令和3年2月26日の令和3年第2回鷹栖町議会臨時会において、可決された条例です。

この度の公開再質問状においても、前回と同様、「鷹栖町 11 線 12 号 4 番地 林川 伸二」及び「鷹栖町 15 線 19 号 姥 順一」と「鷹栖町議会議員」との肩書の無い署名になっていますが、質問状に「令和3年2月26日の総務文教常任委員会」での会議内容や「追記」には、他の条例改正に関する内容など、自らの議会活動について記載されています。

このような状況から、議員活動と認め、「鷹栖町議会議員」として、回答させていただきます。

2. 回答

次のとおり質問項目ごとに回答します。

なお、質問項目の内容は、公開再質問状の別紙から複写しています。

質問項目1の再質問

今回改正された条文に瑕疵がないとの主旨で、全国自治体ではありませんでしたが、同様の準用をしている道内の事例を回答していただけたものと理解しました。

加えて、改正後の第18条は疑問点が多く、どういう背景でできたのか、参考にされた他自治体の条文が分かれば少しは理解できると考えていましたが、本町と同じような事例はないものと理解しました。

① 「印鑑登録者又はその代理人」はそれぞれ別人格なので、「A又はB」として、「A又はB」とはAとBのどちらか1つという意味になりますが、第3条ただし書きを普通に読めば(準用すれば)、「B」が手続きできないときは、代理人が委任状を添えて手続きできると解釈できます。

ところが、今回の条例改正では、管内では1事例、道内では179市町村中数事例ではありますが、「A又はB」としている条文に対して第3条ただし書きを準用している例があり一般的と回答されています。確かにこの数市町村の事例については、「A又はB」の代理人が申請するときの委任状の添付について準用しており適切と思います。

しかし、本町のように、

第18条 第3条ただし書きの規定は、第4条第2項に規定する回答書及び確認文書の持参並びに第8条に規定する印鑑登録証の受領、第9条第1項に規定する印鑑登録証の再交付申請、第10条に規定する登録印鑑証の亡失の届出、第11条に規定する印鑑登録廃止の申請及び第13条に規定する印鑑登録証明書の交付申請について準用する。

（達）

第 18 条の準用条例	対象者	対象者の簡略
第 4 条第 2 項	登録申請者に	「A」
第 8 条	印鑑登録者又はその代理人に	「A 又は B」
第 9 条第 1 号	印鑑登録者又はその代理人は	「A 又は B」
第 10 条	印鑑登録者又はその代理人は	「A 又は B」
第 11 条	印鑑登録者又はその代理人が	「A 又は B」
第 13 条	登録申請者に	「A」
(第 15 条)	(印鑑登録者又はその代理人が)	(「A 又は B」)

「A」としている条文と「A又はB」としている条文を混在させて準用している事例はないのではないかでしょうか。つまり本町の第18条は一般的ではありません。(一般的に、準用する条例を並記する場合の対象者は「A」のパターンです。)

② 前記表で、(第15条)と記載していますが、第18条後段で「第13条に規定する印鑑登録証明書の交付申請」と改正しましたが、第13条は印鑑登録原票の再生、第15条が印鑑登録証明書の交付申請のことを言っており、

(印鑑登録原票の再製)

第13条 町長は、印鑑登録原票を再製する必要があると認めたときは、当該印鑑登録者に対して登録印鑑の提出を求め、印鑑登録原票を再製することができる。

(印鑑登録証明書の交付申請)

第15条 印鑑登録者又はその代理人が、当該印鑑登録者の印鑑登録原票に登録されている事項に関する証明書（以下「印鑑登録証明書」という。）の交付を受けようとするときは、登録印鑑証を提示して町長に申請しなければならない。ただし、印鑑登録者自らが申請する場合において、登録印鑑を提示し、及び第4条第4項第1号に規定する文書を提示したときは、印鑑登録証の提示は必要としない。

「第13条」は「第15条」あるいは「印鑑登録証明書の交付申請」は「印鑑登録原票の再生」の誤り若しくは文言の欠落と思いますが、条文に瑕疵がないと考えているのか説明を願います。

なお、令和3年2月26日の総務文教常任委員会の第18条関連質疑では、「第13条では代理人を求めていない」と答弁されており、回答書4項下から4段目で「代理人による申請に至る事由について準用している」としており、どう捉えて良いのかも併せて回答願います。

③ 今回、内容を改正又は追加した条文の対象者は「A又はB」で、改正等をしていない条文の対象者は「A」のままになっていると思います。

そこで、第4条第2項は「印鑑登録者又はその代理人に持参させる」ではなく「印鑑登録者に持参させる」となっており、登録申請者が疾病その他やむを得ない事由により自ら持参することができないときは手続きができないと理解してよろしいか伺います。

第4条 略

2 前項の確認は、印鑑の登録申請の事実について、郵送その他町長が適当と認める方法により登録申請者に対して文書で照会し、その回答書及び規則で定める書類を町長が適当と認める期限までに登録申請者に持参させることによって行う。

質問項目1の再質問の回答

①について、「[A]としている条文」と「A又はB」としている条文を混在させて準用している事例はないのではないでしょうか。」は、全国では「高森町」、北海道内で「今金町」及び「積丹町」などの事例（詳細は次の表のとおり）がありました。

町名	条文	区分
高森町	高森町印鑑の登録及び証明に関する条例第8条	「A」
	高森町印鑑の登録及び証明に関する条例第10条	「A又はB」
今金町	今金町印鑑の登録及び証明に関する条例第7条及び第8条	「A」
	今金町印鑑の登録及び証明に関する条例第10条	「A又はB」
積丹町	積丹町印鑑の登録及び証明に関する条例第7条	「A」
	積丹町印鑑の登録及び証明に関する条例第10条	「A又はB」

※令和3年5月25~28日現在、第一法規株式会社が情報提供するHPにより確認

また、ご指摘された第18条の条文は、可決された条文とは違っています。

なお、可決された条文は、次のとおりです。

(代理人による届出等)

第18条 第3条ただし書きの規定は、第4条第2項に規定する回答書及び確認文書の持参並びに第8条に規定する印鑑登録証の受領、第9条第1項に規定する印鑑登録証の再交付申請、第10条に規定する印鑑登録証の亡失の届出、第11条に規定する印鑑登録廃止の申請及び第13条に規定する登録印鑑の提出について準用する。
正

※令和3年2月26日の令和3年第2回鷹栖町議会臨時会の議案から抜粋

②について、ご指摘の第18条の条文が間違っています。回答に至れません。

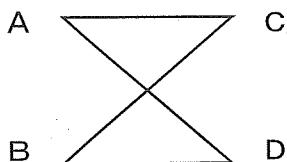
③については、前回の回答のとおりです。

質問項目2の再質問

第11条 印鑑登録者又はその代理人が印鑑の登録を廃止するとき又は登録印鑑を亡失したときは、印鑑登録廃止申請書に印鑑登録証を添えて町長に申請しなければならない。

たすき掛けというのは、「A又はBのC又はD」というような表現です。分かりやすくカッコでくくると「(A又はB)の(C又はD)」という表現になります。

この場合、基本的には「AのC、AのD、BのC、BのD」の4つの場合を含みます。



回答書では、「想定される状況を条文化している」とのことでの代理人が紛失する場合もあるとは思いますが、登録申請者から見れば紛失に変わりなく、敢えて代理人が登録印鑑を亡失したとき(BのD)を定義したその必要性を回答願います

質問項目2の再質問の回答

代理人が紛失する場合があるように想定される状況を条文化し、住民に分かりやすく説明できるようにしています。

「登録申請者から見れば紛失に変わりなく」とありますが、「AのC、AのD、BのC、BのD」の4つの場合があるように、すべて異なる状況になるため、そのような解釈はしません。

質問項目4の再質問

地方分権改革以降、各自治体の責任において条例制定ができるようになったと思っています。そのため、他自治体がどうのこうのではなく、鷹栖町としてどう考えているのかが問われていますが、次の書籍で「汚染」とは次のとおりとなっています。

広辞苑	①けがれに染まること。よごれ。しみ。 ②細菌・有毒物質・放射性物質などによって、よごされること。 また、よごすこと。
大辞林	汚れに染まること。特に、細菌・有害物質などに汚されること。 また、汚すこと。
大辞泉	汚れること。特に、細菌・ガス・放射能などの有毒成分やちりなどで汚れること。また、汚すこと。「工場廃液が河川を一する」

狭義的には「細菌・有害物質などに汚されること」ですが、鷹栖町では、広義的な「よごれること」のことを指していると理解しました。

① しかし、回答書では「『感染』による不受理を規定していない」としていますが、その「よごれ（汚染）」のなかに、細菌・有毒物質・放射性物質などは含まれてないでしょうか。

私たちはその目には見えないよごれの状態を誰がどのように判断するのかを伺っていますので明確に回答願います。

広義的汚染

狭義的汚染

② 第9条で「汚損又は毀損」と言っていますが、

第9条 印鑑登録者又はその代理人は、印鑑登録証が著しく汚損又は毀損したときは、印鑑登録証再交付申請書に印鑑登録証を添えて再交付申請することができる。

汚損とは、

広辞苑 よごしたり、きずつけたりすること。また、そのよごれやきず

と説明されており、きずがついて文字等が判読できなくても不受理の理由に該当しないため受理すると解釈してよろしいでしょうか。

つまり、印鑑登録証の「汚損又は毀損」は再交付申請の対象となるが、敢えて第16条で「汚染、又は毀損」と「よごれ」のみを対象とした理由を説明願います。

質問項目4の再質問の回答

①については、前回の回答のとおりです。

(細菌・有毒物質・放射性物質などの感染による不受理は規定していません。)

②について、第9条では、印鑑登録証がよごしたり、きずついたり、また、破れ壊れたときの再交付申請について条文化しています。

また、第16条については、前回の回答のとおりです。

第9条と第16条とは規定している内容が異なります。

追記：私たちは、同日議案であった「鷹栖町新型コロナウイルス感染症緊急特別融資利子補給基金」についても、資料配布の段階で条文の瑕疵を指摘し、会議前に修正していただいたことを申し添えます。

追記について

令和3年2月26日の総務文教常任委員会では、ご指摘いただいた条文について、修正を行う旨の答弁はしていません。

なお、同日の第2回鷹栖町議会臨時会において、可決された条例です。

以上

令和3年5月21日 公開再質問状(写)

質問項目1の再質問

今回改正された条文に瑕疵がないとの主旨で、全国自治体ではありませんが、同様の準用をしている道内の事例を回答していただけたものと理解しました。

加えて、改正後の第18条は疑問点が多く、どういう背景でできたのか、参考にされた他自治体の条文が分かれば少しは理解できると考えていましたが、本町と同じような事例はないものと理解しました。

- ① 「印鑑登録者又はその代理人」はそれぞれ別人格なので、「A又はB」として、「A又はB」とはAとBのどちらか1つという意味になりますが、第3条ただし書きを普通に読めば（準用すれば）、「B」が手続きできないときは、代理人が委任状を添えて手続きできると解釈できます。

ところが、今回の条例改正では、管内では1事例、道内では179市町村中数事例ではありますが、「A又はB」としている条文に対して第3条ただし書きを準用している例があり一般的と回答されています。確かにこの数市町村の事例については、「A又はB」の代理人が申請するときの委任状の添付について準用しており適切と思います。

しかし、本町のように、

第18条 第3条ただし書きの規定は、第4条第2項に規定する回答書及び確認文書の持参並びに第8条に規定する印鑑登録証の受領、第9条第1項に規定する印鑑登録証の再交付申請、第10条に規定する登録印鑑証の亡失の届出、第11条に規定する印鑑登録廃止の申請及び第13条に規定する印鑑登録証明書の交付申請について準用する。


第18条の準用条例	対象者	対象者の簡略
第4条第2項	登録申請者に	「A」
第8条	印鑑登録者又はその代理人に	「A又はB」
第9条第1項	印鑑登録者又はその代理人は	「A又はB」
第10条	印鑑登録者又はその代理人は	「A又はB」
第11条	印鑑登録者又はその代理人が	「A又はB」
第13条	印鑑登録者に	「A」
(第15条)	(印鑑登録者又はその代理人が)	(「A又はB」)

「A」としている条文と「A又はB」としている条文を混在させて準用している事例はないのではないか。つまり、本町の第18条は一

議案第 2 号

鷹栖町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

鷹栖町印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 17 年条例第 25 号）の一部を
別紙のとおり改正する。

令和 3 年 2 月 26 日提出
鷹栖町長 谷 寿男

原案のとおり可決

令和 3 年 2 月 26 日

鷹栖町議会議長 木下忠行



原本により謄写す

令和 3 年 5 月 24 日

鷹栖町議会議長 木下忠行



	現 行	改 正
(印鑑登録証明書交付申請の不受理)	(印鑑登録証明書交付申請の不受理)	
第13条 略	第16条 略	
(1) 登録印鑑の提示がないとき。	(1) 代理人による申請の場合であって、印鑑登録証の提示がないとき。 (2) 提示された印鑑登録証が著しく汚損、又は毀損のため識別が困難であるとき。	
(2) 略	(2) 略	
(3) 略	(3) 略	
(4) 略	(4) 略	
(印鑑登録証明書の交付)	(印鑑登録証明書の交付)	
第14条 町長は、第12条の規定による申請を受理したときは、印鑑登録原票に登録されている印影の写し(印鑑登録原票に登録している印影を光学式画像読取装置により読み取つて磁気ディスクに記録し、これをプリンターで出力したもの)のほかに次の各号に掲げる事項を記載した印鑑登録証明書を交付する。	第17条 町長は、第15条の規定による申請を受理したときは、印鑑登録原票に登録されている印影の写し(印鑑登録原票に登録している印影を光学式画像読取装置により読み取つて磁気ディスクに記録し、これをプリンターで出力したもの)のほかに次に掲げる事項を記載した印鑑登録証明書を交付する。	
(1)～(5) 略	(1)～(5) 略	
(代理人による届出等)	(代理人による届出等)	
第15条 第3条ただし書きの規定は、第4条第2項に規定する回答書及び確認文書の持参、第8条に規定する印鑑登録停止の申請、第10条に規定する登録印鑑の提出、及び第12条に規定する印鑑登録証明書の交付申請について準用する。	第18条 第3条ただし書きの規定は、第4条第2項に規定する回答書及び確認文書の持参並びに第8条に規定する印鑑登録証の受領、第9条第1項に規定する印鑑登録証の再交付申請、第10条に規定する印鑑登録証の亡失の届出、第11条に規定する印鑑登録廢止の申請及び第13条に規定する登録印鑑の提出について準用する。	
第16条 略	第19条 略	
第17条 略	第20条 略	
第18条 略	第21条 略	